様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月22日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ひらさわきこうゆうげんがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 平澤機工有限会社  （ふりがな）ひらさわ　たけし  （法人の場合）代表者の氏名 平澤　健  住所　〒254-0081  神奈川県 平塚市 豊田打間木６６７番地の１  法人番号　5021002059381  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年11月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  　公表方法：当社のウェブサイトに掲載  公表場所：https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  記載箇所：経営ビジョンとビジネスモデルの方向性 | | 記載内容抜粋 | ①　＜経営ビジョン＞  データとデジタル技術を基盤とし、平塚・湘南エリアの建設現場における最も信頼される「機械ソリューション・パートナー」となる。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  当社は、従来の「建設機械のレンタル・販売・整備」事業から、「データ駆動型の機械運用支援事業」へとビジネスモデルを変革します。  顧客体験の向上:  オンラインでの見積もり・発注・契約プロセスを完結させ、顧客の利便性を最大化します 。  高付加価値サービスの創出:  機械の稼働データを分析し、故障の予兆保全や最適な機械選定を提案するサービスを創出します。  持続可能な事業運営:  データに基づき、機械の稼働率最適化とエネルギー効率の向上を実現し、環境負荷低減に貢献します 。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　該当ページに掲載の経営ビジョンおよびDX戦略は、2025年10月13日の社員総会において承認された方針に基づき公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年11月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  　公表方法：当社のウェブサイトに掲載  公表場所：https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  記載箇所：DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略  戦略の柱(1) レンタル業務プロセスのフルデジタル化  お客様がWebサイト上で見積もりから予約、契約手続きまでをシームレスに行える「オンライン・レンタルシステム」を構築します 。  受注・配車・請求データを一元管理し、営業事務の業務効率化を実現します。  戦略の柱(2) スマート・メンテナンスの実現（整備業務の高度化）  主要なレンタル機械にIoTセンサーを設置し、稼働状況や位置情報をリアルタイムで収集します 。  収集したデータをAIで分析し、故障発生前の「予兆保全」を可能にする整備計画を策定。機械の非計画停止（ダウンタイム）を最小化します。  戦略の柱(3) データ活用による顧客提案の最適化  顧客ごとのレンタル履歴や機械の稼働データを分析し、現場のニーズに即した最適な機械や工法を「データに基づいて」提案できる営業体制を構築します 。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　該当ページに掲載の経営ビジョンおよびDX戦略は、2025年10月13日の社員総会において承認された方針に基づき公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　公表方法：当社のウェブサイトに掲載  公表場所：https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  記載箇所：DX推進体制と人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　＜DX推進体制＞  ・代表取締役社長を委員長（DX最高責任者）とする「DX推進委員会」を設置し、全社横断でDX戦略の進捗管理とレビューを行います 。  ・委員会は、営業部門、整備部門、管理部門の責任者で構成され、現場の課題と経営戦略を直結させます。  ＜人材の育成・確保＞  ・全社員向け: クラウド利用やデータ活用の基礎を学ぶデジタルリテラシー研修を定期的に実施します 。  ・専門人材: 整備部門の中核人材に対し、IoT・データ分析に関する外部専門研修の受講を支援し、「スマート・メンテナンス」を担う人材を育成します 。  ・風土醸成: 業務改善につながるデジタル活用のアイデアを奨励する制度（社内アイデアコンテストなど）を導入します |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進の取り組みについて  　公表方法：当社のウェブサイトに掲載  公表場所：https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  記載箇所：DXを支えるITシステム・環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の実行を支えるため、以下のITシステム環境整備の方策を進めます。  ・柔軟なITインフラへの移行: DX戦略の実行スピードに対応するため、従来のオンプレミス中心の基幹システムを見直し、柔軟性・拡張性の高いクラウドサービスの活用を推進します。  ・データ活用基盤の整備: 社内に点在するレンタル履歴、整備データ、顧客情報を一元的に収集・分析できる環境（データ基盤）の整備を進め、データに基づいた意思決定を支援します。  ・DX推進のためのセキュリティ対策: クラウド活用やデータ連携の拡大に対応するため、情報資産を守るためのセキュリティ対策を継続的に強化します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進の取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年11月 6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  　公表方法：当社のウェブサイトに掲載  公表場所：https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  記載箇所：DX戦略の達成指標（KPI） | | 記載内容抜粋 | ①　戦略の達成状況に係る指針の決定  ・オンライン見積もり活用による、事務工数の30％削減と顧客対応スピードの向上  ・予知保全の実践による、機械のダウンタイム（非計画停止）の20％削減  ・データに基づく最適提案による、成約率および顧客満足度の向上  ・全社員向けデジタルリテラシー研修の受講率100%達成 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月 6日 | | 発信方法 | ①　DX推進の取り組みについて  　当社ホームページ トップ ＞ DX推進の取り組みについて  　https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  　公表方法：当社のウェブサイトに掲載  公表場所：https://hirasawa-kyuzin.com/DX/  記載箇所：経営者メッセージ | | 発信内容 | ①　経営者メッセージにおいて、当社代表取締役社長がDX戦  略について、以下の内容で発信。  「デジタルの力で、地域の建設現場の未来を支える」  代表取締役社長　平澤　健  平塚・湘南エリアの建設現場では、労働力不足や生産性向上への対応が急務です。  当社は、これらの課題解決にはデジタル技術の活用が不可欠であると確信しています。  当社はDXを「ビジネスモデルそのものの変革」と捉え、AIやIoTでレンタル・整備プロセスを進化させ、お客様の「安全で効率的な現場づくり」を支援するソリューション企業へと変革します。  社員がデジタルで価値を創造する企業文化を育み、お客様から選ばれ続ける企業を目指します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「情報セキュリティ基本方針」を策定し、全従業員に周知しています。 対策として、以下の内容を継続的に実施しています。  ・高度なネットワークセキュリティの導入: UTM（統合脅威管理）「FortiGate」およびクラウド型セキュリティ「Cloud Edge」を導入し、多層的な防御体制を構築。不正侵入防御（IPS）、Webフィルタリング、マルウェア対策など、外部からの高度な脅威を監視・遮断しています。  ・従業員教育: 全従業員を対象とした情報セキュリティ研修および標的型攻撃メール訓練の実施（年1回）。  ・エンドポイント対策: 全ての業務用PCへのウイルス対策ソフトの導入と、定義ファイルの自動更新設定。  ・データ保護: 重要なデータ（顧客情報・経理情報）の定期的なバックアップとアクセス権限の管理。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。